

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第72号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 基本方針（第2条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第3条－第29条）

第4章 補則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定により、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2章 基本方針

第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気をもつ、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備の一般原則）

第3条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第4条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでな

い。

(職員の要件)

第5条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「省令」という。）に規定する要件に該当する者でなければならない。

2 生活相談員は、省令に規定する要件に該当する者でなければならない。

(職員の専従)

第6条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第7条 養護老人ホームは、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(非常災害対策)

第8条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び当該機関との連携に係る体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難及び救出の訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第9条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(規模)

第10条 養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）の者を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第11条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、養護老人ホームの建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 宿直室
- (11) 職員室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 霊安室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 地階に設けてはならないこと。
- (2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (3) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- (4) 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

5 前各項に定めるもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

(養護老人ホームに置くべき職員及びその員数等)

第12条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(居室の定員)

第13条 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。

(入退所)

第14条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の退所後においても、必要に応じ、当該入所者及びその家族等の相談の対応その他の適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

第15条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 生活相談員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第16条 養護老人ホームは、入所者について、当該入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その心身の状況等に応じ、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた入所者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(食事の提供)

第17条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第18条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導、訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等の入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活を営むために必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームは、規則で定めるところにより、入所者を入浴させ、又は清拭^ししなければならない。

8 養護老人ホームは、教養及び娯楽のための設備等を備えるほか、適宜レクリエーションを行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第19条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、当該入所者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられるよう必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第20条 養護老人ホームは、入所者に対し、規則で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。

(施設長の職務)

第21条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の職務)

第22条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる職務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 入所者に対する処遇により事故が発生した場合の当該事故の状況及び当該事故に際してとった処置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項各号に掲げる職務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第78号）第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームをいう。）にあっては、主任支援員が前2項に規定する職務を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第23条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を営むために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第24条 養護老人ホームは、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおける感染症の発生の予防及びそのまん延の防止並びに食中毒の発生の防止（以下この項において「感染症の予防等」という。）のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症の予防等のための対策を検討する委員会を規則で定めるところにより開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける感染症の予防等のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症の予防等のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第25条 養護老人ホームは、入院を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第26条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第27条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 養護老人ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条第1項の規定により行う調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第28条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等を行う団体との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 養護老人ホームは、事故の発生又は再発を防止するため、省令に規定する措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、省令に規定する措置等を講じなければならない。

第4章 補則

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する養護老人ホームのうち、平成18年4月1日以前から存するもの（同日において建築中であったものを含む。）における第13条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、入所者の処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる」とあるのは、当該養護老

人ホームが昭和62年3月9日以前から存する場合にあっては「原則として4人以下とする」と、それ以外の場合にあっては「原則として2人以下とする」とする。

3 昭和62年3月9日以前から存する養護老人ホームについては、第11条第3項第14号の規定は、当分の間、適用しない。

4 昭和41年10月1日以前から存する養護老人ホームについては、第10条並びに第11条第1項及び第4項第2号の規定は、当分の間、適用しない。